

# 「かながわ子ども・若者みらい計画」の 変更について

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

令和8年2月2日

# 1 計画の概要(振り返り)

## かながわ子ども・若者みらい計画

子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進していくため、子ども・若者に係る計画・指針を統合し策定、令和7年4月に施行した。

### <計画の位置付け>

根拠法令等	法令等における計画名
こども基本法 第10条第1項	都道府県こども計画
子ども・若者育成支援推進法 第9条第1項	都道府県子ども・若者計画
こどもの貧困解消法 第10条第1項	都道府県計画
子ども・子育て支援法 第62条第1項	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
次世代育成支援対策推進法 第9条第1項	都道府県行動計画
母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条第1項	自立促進計画
成育基本法(成育医療基本方針)	母子保健を含む成育医療等に関する計画
神奈川県こども目線の施策推進条例	基本計画

## 2 計画掲載事業の実施状況

### 高校内居場所カフェ

令和7年度より「高校内居場所カフェ」の運営事業者に対して補助する「高校を活用した若者自立支援事業費補助金」を実施しています。

#### ○「高校内居場所カフェ」とは

若者支援のNPO等が高校と連携し、校内に居場所となる場「校内居場所カフェ」を設置しています。スタッフは、親や教員以外の「第3の大人」として、日頃の関わりの中で信頼関係を築き、困難を抱える生徒を教員やスクールソーシャルワーカー、就労支援機関など必要な支援につないでいます。

#### ○令和7年度の実施状況

NPOが本補助金を活用し、県立高校の田奈、大和東、秦野総合、相模向陽館で、校内居場所カフェを実施しています。

#### 田奈高校「ぴっかりカフェ」

生徒がジュースやみそ汁を飲みながら雑談やゲームができ、学校内で一息つける居場所です。スタッフが生徒の悩みを「打ち明け話」として聞いています。



### プレコンセプションケアの推進

性別を問わず、性及び妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進するため、**ホームページ等による普及啓発**のほか、**性や健康管理等に関する疑問や悩みに産婦人科医等の専門家がLINE等で応じる「プレコンセプションケア相談」**などを実施しています。

## 2 計画掲載事業の実施状況

### 子ども・若者みらい提案実現プロジェクト

○子ども・若者みらい提案実現プロジェクトとは  
子どもの意見を県の施策に直接反映させることを目的として、  
子ども・若者の目線で考えた事業提案を募集し、  
選出されたものを県が事業化する取組です。

### ○実施状況

#### <令和6年度>

3部門(小学生部門、中高生部門、若者部門)に分けて  
提案募集を行い、計102提案の中から、  
書類審査・プレゼンテーション審査を経て、  
最優秀賞3提案、優秀賞6提案を決定しました。

#### <令和6年度～7年度>

提案の実現を進めており、これまでに、最優秀賞3提案、優秀賞4提案が実現し、  
残りの2提案についても現在実現に向けて取り組んでいます。



# 3 計画の変更

令和8年4月1日より、

- 👉 子ども・子育て支援法の改正により、「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が給付化、本格実施される
- 👉 児童福祉法の改正により、「満三歳以上限定小規模保育事業」が創設される

## I 乳児等通園支援事業

0～2歳児を対象として、すべてのこどもの育ちの保障や、子育て家庭への支援強化を目的としてつくられた、月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度。

令和6年度  
制度の本格実施を見据えた試行的事業として、一部自治体で実施

令和7年度  
地域子ども・子育て支援事業のひとつとして、法律上制度化

令和8年度  
法律に基づく新たな給付制度として、全自治体で実施予定

## II 満三歳以上限定小規模保育事業

「小規模保育事業」はこれまで原則として0～2歳児を対象としていたが、令和8年度から、こどもの保育の選択肢を広げる等の観点から、3～5歳児のみの小規模保育事業の実施が可能となる。

これらを受け、国の基本指針(※)が改正される  
(県計画に係る改正内容は10ページに参考として掲載)

各都道府県、及び各市町村の  
子ども・子育て支援事業計画を変更する必要がある

※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年7月2日号外内閣府告示第159号)

## 4 計画の変更内容(全体像)

項番	掲載ページ	変更内容
<b>I 乳児等通園支援事業</b>		
①	165 ～ 166	乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供及び推進する体制に関すること ⇒「乳児等通園支援事業」は、対象が0～2歳児であるため、制度利用終了後に幼稚園や保育園などを円滑に利用できるよう市町村と連携して取り組む
②	167	特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のための措置に関すること ⇒「乳児等通園支援事業」を円滑に運用できるよう、従事する保育士等の確保や研修を通じた資質の向上を図る
<b>II 満三歳以上限定小規模保育事業</b>		
③	168	満三歳以上の小規模保育事業の配置基準 ⇒これまで0～2歳児が対象であった小規模保育事業について、新たに3歳以上を対象とする事業が加わったため、保育士等の配置基準の記載を変更する

※「満三歳以上限定小規模保育」に関する量の見込みや提供体制等について市町村に照会をした結果、需給計画に変更がないことが分かったため、県計画上の需給計画の数値の変更はしない(中間見直しの際に改めて照会し、必要に応じ調整する予定)。

# 4 計画の変更内容①

## ①乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供及び推進する体制に関すること

### 計画本文(P165)

#### 1 幼児期の教育・保育の需給計画

(7) 教育・保育<sup>①</sup>の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保について  
(中略)

イ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業<sup>①</sup>及び乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、また、この時期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいことから、それぞれの発達段階に応じた質の高い教育・保育<sup>①</sup>や子ども・子育て支援を安定的に提供し、子どもの健やかな育ちを保障することが必要です。

そこで、県は、実施主体である市町村と連携し、利用者が就労状況など家庭の状況や子どもの状況に応じて、教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業、<sup>①</sup>乳児等通園支援事業を選択し、利用することができるよう、計画的に環境整備を進めます。

### 変更点

①乳児等通園支援事業の文言(要素)を追加



## 4 計画の変更内容②

### ①乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供及び推進する体制に関すること

#### 計画本文(P165～166)

#### ウ 教育・保育施設、地域型保育事業<sup>①</sup>及び乳児等通園支援事業<sup>②</sup>を行う者の連携の推進方策

乳幼児期の発達には連続性を有しているものであるため、質の高い教育・保育の提供のためには、教育・保育を行う施設や事業者間の密接な連携が必要です。

特に、<sup>②</sup>満3歳未満を対象とする小規模保育や家庭的保育など地域型保育事業や

<sup>①</sup>乳児等通園支援事業の利用児童が、満3歳以降も安定して、連携施設である保育所、幼稚園、認定こども園(教育・保育施設)で教育・保育の提供を受けるためには、常に事業者間相互で連携を図り、個別の子どもの発達の連続性を維持していくことが大切です。

県では、事業者間での連携を円滑にし、連携施設の役割である給食の搬入や合

同健康診断、さらに地域型保育事業の卒園児<sup>③</sup>(3歳児)後や乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れなど、子どもが安定的に質の高い教育・保育の提供が受けられるよう、市町村と連携して取り組んでいきます。

#### 変更点

- ①乳児等通園支援事業の文言を追加
- ②満3歳以上限定小規模保育が開始されることから、「満3歳未満を対象とする」の文言を削除
- ③事業者間の連携の推進方策(教育・保育等の一体的提供)の中に、「乳児等通園支援事業利用終了後の受入れ」に係る記載を追加



# 4 計画の変更内容③

## ②特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のための措置に関すること

### 計画本文(P167)

#### 2 幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数

県では、下記の幼稚園教諭・保育士等の必要見込み数の設定の考え方に基づく算定方法により、県計画値の供給量(確保の内容)の利用定員数に対応する必要見込み数を算出し、計画的な人材確保の取組を進めていきます。

① また、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)第22条の規定を踏まえ、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる保育士その他の特定乳児等通園支援を行う者の確保に努めるとともに、国が令和8年度に作成・提供を予定している特定乳児等通園支援を行う者の研修動画等の周知を行い、特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上を図ります。

### 変更点

- ①特定乳児等通園支援事業の実施に必要な人材の確保と、資質の向上についての記載を追加



# 4 計画の変更内容④

## ③満三歳以上の小規模保育事業の配置基準

計画本文(P168)

【参考】施設・事業別、職種別、年齢別 配置基準(最低基準)

区 分		必要となる人材	配置基準
特定教育・保育施設	幼稚園	幼稚園教諭	4歳以上児 25:1 3歳児 15:1
	保育所	保育士	4歳以上児 25:1 3歳児 15:1
	認定こども園	幼稚園教諭 保育士 保育教諭	1~2歳児 6:1 0歳児 3:1
小規模保育事業	A型	保育士	保育所の配置基準 + 1名
	B型	保育士 保育従事者	保育所の配置基準 + 1名 ※1/2以上は保育士
	C型	家庭的保育者	0~2歳児 3:1
特定地域型保育事業	家庭的保育事業	家庭的保育補助者	※補助者を置く場合は 5:2

変更点

①満三歳以上を対象とした小規模保育の創設に伴い、配置基準の記載を変更。

※配置基準の詳細については別添「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第29条、第31条を参照



# 5 計画変更に伴う対応①

こどもまんなか  
こども家庭庁

## 本格実施に向けた準備

令和8年4月より、こども誰でも通園制度は、  
全ての市町村において実施する

事業実施に向けた準備・検討の枠組み

こどもまんなか  
こども家庭庁

- 政令・内閣府令（施行規則等）の改正
- 運営基準の制定
- 公定価格告示の制定
- 各種通知の改正・発出
- 実施に向けた予算確保
- こども誰でも通園制度の  
実施に関する手引の更新
- リーフレット等作成
- 総合支援システムの改修等
- 市区町村・都道府県への、  
本格実施に向けた連携・支援

都道府県

- 実施に向けた予算確保
- 市区町村への本格実施に向けた助言・支援  
(広域的な対応を含む)
- 市区町村の実施状況等に関する情報集約

市区町村

- ① ニーズ把握と必要量の推計、  
「子ども・子育て支援事業計画」への盛り込み
- ② 実施に向けた予算確保
- ③ 条例等の制定、改正
- ④ 実施事業所の検討・実施に向けた事業所との調整
- ⑤ 認可手続き（市町村児童福祉審議会等への意見聴取等）
- ⑥ 子ども・子育て支援法に基づく施設の確認
- ⑦ 全体としての提供量の確保と施設整備
- ⑧ 広報周知

対応

- ①実施に向けた予算確保  
新たな給付制度に向けて令和8年  
度当初予算に予算計上
- ②市町村計画の変更協議  
子ども・子育て支援法に基づき、  
市町村計画における「量の見込み」  
と「提供体制の確保の内容」等の  
内容を確認
- ③情報共有等  
県・市町村会議の担当者部会を開  
催して、先行自治体の課題を共有  
するなど円滑な制度運用に向けて  
支援

【出典】こども家庭庁ホームページ

# 5 計画変更に伴う対応②

## 【今後の予定】乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に係る研修スケジュール(想定)

こどもまんぷく  
こども家庭庁 **こども誰でも通園制度研修及び経過措置について**

【参考】自治体等の研修実施スケジュールと修了者の事業従事開始時期の見通し

	令和7年度			令和8年度				令和9年度	
	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q
こども家庭庁									
研修の開発等	調査研究事業								
研修内容公開 (シラバス・動画等)				こども家庭庁HPでの公開 自治体への通知					
自治体 (※主に都道府県)									
実施準備 (予算措置・契約等)		R8実施の準備		R9実施の準備					
研修実施期間 従事開始時期				研修実施期間 (各自治体、夏以降順次開始)				修了者 従事開始	
施設長・保育士等の 研修(各施設内)				随時実施 (こども誰でも通園制度専用の研修動画の視聴等)					

【出典】こども家庭庁ホームページ

### 対応

- ①子育て支援員研修  
令和7年度末までに国が作成予定の「こども誰でも通園制度コース」のカリキュラムを基に、令和8年度中に実施を予定
- ②施設長・管理者、保育士向け研修動画  
令和8年度に国が作成予定の「こども誰でも通園制度専用の研修動画」の視聴について、県内市町村等への周知を予定

# 6 スケジュール

【年度】

【取組内容】

令和7年度

2月2日

県子ども・若者施策審議会

※所要の修正

3月

計画変更

令和8年度

4月～

変更後の計画施行

- ・乳児等通園支援事業 給付化
- ・満三歳以上限定小規模保育事業開始

# 【参考】基本指針の改正内容

別表第五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画必須記載事項

事 項	内 容
一 都道府県設定区域の設定	都道府県設定区域の趣旨及び内容、各都道府県設定区域の状況等を定めること。
二 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>一 各年度における教育・保育の量の見込み 別表第六の参酌標準を参考として、各年度における都道府県全域及び都道府県設定区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>二 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期認定区分ごと及び特定教育・保育施設(特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む。)又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
三 <b>子どものための教育・保育給付</b> に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設、 <b>地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の相互の連携・接続</b> 並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との <b>連携・接続</b> を定めること。
四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項	市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行うなど、都道府県におけるこれらの連携の推進方策等を定めること。
<b>五 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容</b>	<b>地域における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続の推進方策を定めること。</b>
<b>六 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援</b> を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項	特定教育・保育、 <b>特定地域型保育及び特定乳児等通園支援</b> を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項(特定教育・保育、 <b>特定地域型保育及び特定乳児等通園支援</b> を行う者の見込み数を含む。)等を定めること。
<b>七</b> 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進並びに障害児施策の充実等について、都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を定めること。